

令和6年度 第2回京都市京町家保全・継承審議会

開催日時	令和7年2月4日（火） 午後6時～午後8時15分		
開催場所	京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム （「ひと・まち交流館 京都」地下1階）		
出席者 （委員は五十音順）	会長	高田 光雄（京都美術工芸大学 教授）	
	委員	ウォーリン ドゥルー ケント（Garden Lab 株式会社 代表取締役）	
	〃	大場 修（立命館大学 教授）	
	〃	北川 洋一（公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 専務理事）	
	〃	北島 隆次（TMI 総合法律事務所 弁護士）	
	〃	木村 忠紀（京都府建築工業協同組合 相談役）	
	〃	栗山 裕子（一般社団法人 京都府建築士会 顧問）	
	〃	小島 富佐江（特定非営利活動法人 京町家再生研究会 理事）	
	〃	田中 勇人（公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部 理事）	
	〃	苗村 豊史（公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 副会長）	
	〃	中嶋 節子（京都大学大学院 教授）	
	〃	中谷 真憲（京都産業大学 教授）	
	〃	檜谷 美恵子（京都府立大学大学院 教授）	
	〃	福留 大陽（市民公募委員）	
	〃	水原 健介（市民公募委員）	
	〃	宗田 好史（関西国際大学 教授）	
	〃	山田 章一（有隣自治連合会 会長、有隣まちづくり委員会 会長）	
欠席者	委員	井上 えり子（京都女子大学 教授）	
	〃	伊庭 千恵美（京都大学大学院 准教授）	
議題（案件）	1 開会 2 あいさつ 3 新任委員紹介 4 議題 (1) 諮問 (2) 京町家状況調査の結果（概況）について ① 京町家の残存状況等 ② 京町家を取り巻く環境の変化（その1：地価等の動向） ③ 京町家を取り巻く環境の変化（その2：ヒアリング結果、意向調査結果等） ④ これまでの主な取組と課題 (3) 京町家施策検討専門部会（仮称）の設置について 5 報告 今後のスケジュールについて 6 閉会		
資料	・ 資料1 委員名簿		

	- 資料 2 京町家の残存状況等 - 資料 3 地価等の動向 - 資料 4－1 京町家を取り巻く環境の変容に関するヒアリング結果（主な意見） - 資料 4－2 京町家所有者等のニーズ（意向調査結果等） - 資料 5 京町家条例制定以降の主な取組・課題 - 資料 6 京町家施策検討専門部会（仮称）の設置について - 参考資料 1 施策検証における主な検証の視点 - 参考資料 2 京都市における歴史的建造物を指定・登録する制度比較表
--	---

議 事 の 経 過	
発言者	発言の内容
事務局	1 開会 定刻となりましたので、只今より令和 6 年度第 2 回京都市京町家保全・継承審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。本日進行を務めさせていただきます、都市計画局まち再生・創造推進室 京町家保全継承課長の北川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 本審議会は、京都市京町家の保全及び継承に関する条例の規定に基づき、条例の施行に関する重要事項等について、市長の諮問に応じ、調査審議いただくとともに、御意見を伺うために設置しているものとなります。 本日、井上委員、伊庭委員の 2 名が御都合により欠席されるということをお伺いしております。また、宗田委員につきましては、少し遅れて参加されるということですので、後ほど御出席をいただきました場合、全 19 名の委員のうち 17 名御出席ということになります。出席委員が過半数を超えておりますので、京都市京町家の保全及び継承に関する条例施行規則第 8 条第 3 項の規定により本審議会が成立していることを御報告させていただきます。 また、審議会の議事につきましては、同規則第 8 条第 4 項の規定により、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるとされております。 なお、京都市市民参加推進条例第 7 条第 1 項において、附属機関の会議は原則として公開することとされており、本日の審議会は非公開情報を扱いませんので、公開で開催させていただきます。会場には、報道関係者、また市民の傍聴席を設けておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。報道関係の皆様におかれましては、次第の 3 番「新任委員紹介」に入るまでの間に限り、撮影を許可いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 また、議事録については、事務局が作成した後、委員の皆様にご確認いただいた上で、後日公表させていただく予定にしておりますので、よろしくお願

事務局	いいいたします。 (配布資料の確認)
事務局	2 あいさつ それでは、審議会の開催にあたりまして、京都市副市長の竹内重貴から一言挨拶申し上げます。
竹内副市長	お世話になっております。京都市副市長の竹内でございます。高田会長をはじめ委員の皆様、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。 京町家の審議会の活発な議論を踏まえて、平成 29 年 11 月に京町家条例ができました。それに基づく京町家施策として、規制と支援、その両面から京町家の活用を図りながら保存し、解体を何とか回避できるよう努力をこれまで重ねてきております。その成果もありまして、解体予定だった京町家が文化施設として活用される事例や、オフィスや社宅としての活用など、新しい京町家の使い方が広がってまいりました。こうしたこれまでの京町家の取組は、一定の成果はあったと考えております。同時に、この後も御説明いたしますが、京町家の解体になかなか歯止めがかからないというのも悲しい現実であります。これまで日々努力を重ねてきたものの、なかなか解体が止まらない、こうした現実を踏まえて、今後どのように対応していくのかということを、この審議会で御議論いただければと思っております。 京町家条例が制定されて以降、現行の京町家施策は、主要な見直しや全面的な点検というのはこれまで行われてきておりません。これまでの成果あるいは課題を踏まえて、そもそも論から御議論いただければと考えております。 そこで、幾つか思っていることを申し上げますと、まず規制です。京町家条例において京町家の所有者の方には、京町家を適切に維持管理するよう努力義務が課されており、解体工事業者に対しては、解体してしまった際に、場合によっては公表するというサンクションがついています。これらの内容は、条例制定当時、所有者の方々に対する過度な権利制限にはならないだろうということで、また、指定を促す観点においても、所有者に対する責務をそれほど規定しておりません。今の規制の実効性がこのままでいいのかということを御議論いただければと思います。 それから支援についても、様々な補助や活用のアドバイスもしています。まず、金銭的な支援、補助について言えば、今後議会で審議をいただくことになりますが、宿泊税を大幅に引き上げる方針でいます。これは京都の観光資源としての魅力をさらに高めるという趣旨、あるいは観光と市民生活の調和を図るという趣旨、その中で京町家は一つの大きな使途となり得る事業だと思えます。そうした

ものをいかに有効に使っていくのかという視点が一つ大事だと思います。

もう一つが、実際に京町家を所有されている方にお伺いをすると、相続税あるいは固定資産税、都市計画税、そういった税の負担が非常に重いというお話もいただいております。こうした税については、この審議会や京都市だけではなく、国に対して要望していくことも含みますが、望ましい税の在り方についても御議論いただければと思います。

それから土地利用規制です。例えば、これまで新景観政策で高さに厳しい制限を加えてきました。この背景になった一つは、やはり京町家を含む京都らしい景観を保全するということにありました。ただ、高さは厳しくなりましたが、実際、京町家の減少というのは正直歯止めがかかっていません。より実効的な土地利用規制の制度の在り方がどうあるべきなのか。これは規制を強化する、あるいは、条件つきで緩和する、その両面からも御議論いただければと思います。

このように議論する事項が多岐に渡っております。京町家の施策をゼロベースで、幅広い観点から御議論を賜れればと思います。

京都の人々の暮らしに根付く京町家というのは、単に建物があるということだけではなく、まさに京都の生活文化をそのまま表す京都の財産であると考えております。

さらなる京町家施策の展開に取り組んでいくために、幅広く、あらゆる観点から忌憚のない御意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

高田会長からも御挨拶をいただきたいと思います。

高田会長

前回の第1回の審議会では、出席された委員の皆様全員から提案も含めた大変貴重な御意見を頂戴し、また、大変活発な御審議をいただきありがとうございました。そのときに皆様から多数の御意見が出ているわけですが、それを整理しながら今日の第2回を迎えております。今、副市長から御説明があったように、条例制定から7年ということで、やはりこの間の実態というものをまずは客観的に明らかにするという、この前皆様も言われたとおりですが、調査をきちっとやって、実態を明らかにした上で、この間いろいろな施策を講じられてきたということもありますから、その施策の評価もしっかりやりながら、次の京町家の保全継承に向け、やるべき事柄を議論していくということが必要だということです。皆様がおっしゃっていたことは、そこに尽きるのではないかなと思いました。

同時に、具体的な御提案をたくさんいただきましたけれども、やはり生活文化を含めた京町家の保全や継承ということについて、もっと強力な施策を打たなければいけない。それを一層推進していくということ、さらに施策の在り方についても色々なアイデアをこれからも出していただいて、それをまとめていく必要があると感じました。

	もう一つ、点の施策ではなく、面の施策として、とりわけ京都市の都心部にあって、もう少し目に見える形でできないかということ。町家というのは単体ではないということです。非常に重要な要素ですから、まちとして保全していく、あるいは再生していくという形で強力に推し進めるような施策が必要なのではないかということを皆様の御意見を聞きながら強く感じておりました。 他にも、例えば教育の問題など、重要な御指摘をいただいたと思いますが、これまでの施策をさらに強く、それから広げていくという展開の問題とともに、面的な施策を含めて、京町家の都市政策というものの構造そのものを再点検し、見直し、より強力な施策を進めていくということについて、皆様から色々なアイデアを出していただいております。この後事務局からデータをお示しいただけるとは思います、データを突き合わせながら、より具体的な議論をこれからしていければと思います。引き続き、活発な御審議のほどお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	3 新任委員紹介 次第3「新任委員紹介」に入らせていただきます。これ以降、撮影はお控えくださいようお願いいたします。今回の審議会から新たに2名の委員に加わっていただくこととなりましたので、ご紹介いたします。 TMI 総合法律事務所弁護士の北島委員でございます。 京都産業大学教授の中谷委員でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。 なお、本審議会の事務局は、都市計画局まち再生・創造推進室が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局	4 議題 (1)諮問 それでは、議題に入らせていただきます。まず、京都市からの諮問でございます。市長代理として竹内副市長から会長に諮問をさせていただきます。
竹内副市長	それでは、諮問書をお渡しさせていただきたいと思います。 改めて諮問書のポイントを申します。まず、京町家条例の制定から7年が経ちました。その施策の全面的な検証、そしてあらゆる観点から効果的な方策を見出していいただければと思います。また、今後4年間の市政の方向性を描いております新京都戦略（案）のリーディングプロジェクトの中にも、京町家の保全・継承を掲げており、市長の松井も京町家の保全について、なんとかしていかなければならないという強い関心と高い危機感を持っております。京都市全体の重要課題でございます。何とぞ御審議をお願いいたします。 京都市京町家の保全及び継承に関する条例第22条の規定に基づきまして、諮問をさせていただきたいと思います。令和7年2月4日京都市長松井孝治から会

	長宛てでございます。どうぞよろしくお願いいたします。
高田会長	諮問の趣旨をよく理解した上で、しっかりと審議させていただきたいと思います。
高田会長	4 議題 (2)京町家状況調査の結果(概況)について (3)京町家施策検討専門部会(仮称)の設置について それでは、議事次第に沿いまして進行させていただきたいと思います。 議題 4 の「(2)京町家状況調査の結果(概況)について」、それから「(3)京町家施策検討専門部会(仮称)の設置について」、事務局からまず資料の説明をお願いします。
事務局	(資料 2、資料 3、資料 4－1、資料 4－2、資料 5、資料 6、参考資料 1、参考資料 2 について説明)
高田会長	ただいま事務局から、「京町家状況調査の結果(概況)について」ということで、資料 2 から 6 まで御説明をいただきました。資料 2 から資料 5 の内容について、皆様方の御意見を伺うというのが、今日の大きな内容ということになりますが、その前に資料 6 「京町家施策検討専門部会(仮称)の設置について」を先に審議させていただけたらと思います。まず、先ほど諮問のあった現行施策の検討や実効性の高い施策について集中的に議論する場として、新たに部会を設置することについて、もし御意見があったらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 ＜異論なし＞ では、早速その内容についてですが、部会につきましては、京町家保全及び継承に関する条例施行規則第 9 条において、先ほど御説明があったように、部会の構成員は委員の中から会長が指名すること、部会ごとの部会長を置くこと、部会長は会長が指名すること、部会長はその部会の事務を処理すること、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理することが定められており、私の方からその部会の構成員等について提案をさせていただきます。 京町家条例においては、京町家は本市固有の趣のある町並み及び個性豊かで洗練された生活文化を象徴するものとされており、町並みや景観の観点から議論するにあたり、京都市美観風致審議会の委員も務めておられる中嶋委員にぜひお願いできればと思います。 それから、より実効性の高い施策について、京町家条例の改正も見据えた議論を今後していかなければならないということで、法律の専門家として北島委員にぜひお願いできればと思います。

また、駅周辺等にふさわしい都市機能検討委員会というのが京都市でございましたが、これにも参画していただいたり、直近の都市計画の変更に向けた検討にも携わっていただいていたこと、面的な支援措置や面的な規制を組み合わせた効果的な施策を議論するに当たって、公共政策の専門家である中谷委員にもお願いできればと思います。

ということで、その3名の方にぜひ委員をお願いできないかというのが私の原案です。それから、最後に、生活文化の議論、あるいは部会と審議会本会をつなぐという意味で、僭越ながら私自身も部会の委員ということで参加させていただきたいと思います。また、委員長はぜひ中嶋先生をお願いできないかと考えているところでございます。

私の方からのこの部会のメンバーの原案ですが、もし皆様、御質問や御意見等ございましたら、出していただきたらと思いますがいかがでしょうか。委員に指名させていただいた方々もいかがでしょうか。

<異論なし>

ありがとうございます。では、今のような形で部会を設置し、先ほどの資料6に沿って、中嶋委員を中心に部会を進めていただくということでお願いしたいと思います。

資料6の審議が終わりましたので、資料2から資料5で御説明いただいた京町家状況調査の結果、概況ということですが、様々な調査結果が出ておりますので、各方面から様々な観点でこの調査結果を踏まえてどうしたらいいか、あるいはこの調査自体についてもさらに分析を深めるべき事柄等がございましたら、ぜひ御指摘をいただければと思います。

何か御質問、御意見ございましたら、どこからでも結構ですので、自由に発言いただければと思います。よろしくお願いします。

栗山委員

資料2で、40,146軒の京町家についての残存を調べたということでしょうか。前回の調査対象に入っていないものは、今回のカウントの中にも入っていないという認識でいいでしょうか。

事務局

その認識で間違いございません。

栗山委員

つまり既にIDの付いている町家を調査したということになると思いますが、実際街の中に入ってみますと、IDの付いていない町家も現況としてあるように思います。残存軒数は元々あった町家が母数になると思うのですが、新しくIDを振っていかなくてはならない町家もあるのではないかと考えていて、そうすると今の実軒数の34,580よりも現実的には多いのではないかなと認識しているのですが、それについていかがでしょうか。

事務局	栗山委員から御指摘いただきましたとおり、今回、過去からの追跡ということで、滅失状況を確認するにあたり、過去に ID を振っている平成 28 年時点で 40, 146 軒あったものに対しての数字を現在お示しさせていただいているところですが、実際に ID が振られていないものもあります。これまで行っている調査では、以前は現地に直接赴いてということがありましたので、京町家が多く残っているだろうと推測されるエリアを限定して、調査範囲を区切って調査を行っていたので、調査範囲以外のところにも町家と判断できるようなものも実際には存在していると思っています。今回初めてデータを使って調査を行ったことによって、今まで実際行かないと拾い上げられなかったもののあぶり出しができるような状況になってきているというところではありますので、今後漏れているものの拾い上げを行うことも可能性として考えられると思っていますところです。
高田会長	要は、今回調査したのはこれまでの調査がされているものについての現状把握ということです。これ以外に今後、京町家の状況を調査するために、今回のデータを使った調査方法を継続し、より京都市全域をカバーするような方法で調査、しかももう少し簡便に調査するような方法がないかということを検討して、特定の地域だけでなく全体像、より広い範囲で京町家の状況が分かるように考えた方が良いということだと思います。
栗山委員	リアルタイムで現状が知りたいです。
高田会長	そういうことですね。京都市全体がどうなっているかを知りたい。そういう御意見だと思います。これは以前にも出ておりましたし、事務局の方にもそういう話が伝わっているということで、引き続き検討いただくということでお願いします。 それから、ついでに私の方から、「滅失」という言葉は行政用語としてずっと使われてきた言葉ですが、「滅失」に対して「残存」、「残存状況」と言うのは正しい表現ではありますが、この前も申しましたが、「継承状況」とか「継承率」、「滅失」に対して「継承」という言い方をすることも間違いではないと思います。意味合い、ニュアンスが変わってきており、この辺も検討いただくとありがたいと思います。
大場委員	栗山委員の質問に関連して、私も質問させていただきます。今回は現地に踏み込まない、いわゆるあぶり出しと先ほど説明されましたが、調査方法が非常に精度の高いということも実証されたということをお聞きしました。要するに、未調査地域というのがいくつかあって、前回の審議会でも発言しましたが、肌感覚で数千棟ぐらい取りこぼしているものがあるという話をしました。そういうものを今回の新しいあぶり出しの方法で数えることができるものなのか、ID の付いて

	いるもののみにそういう作業ができるものなのか、その辺の補足説明をお願いします。
事務局	今回の調査方法だけで申し上げますと、まず ID の付いているものが住宅地図の中でどれに当たるのかというのを設定しまして、その住宅地図上の建物の形状等に変化があったかどうかというところを見えています。ですので、今の調査の方法だけで言うと、ID のあるものに限定する形になっています。今後重ね合わせる情報として、例えば、建築年の情報や木造などの構造、つまり、昭和 25 年以前の木造というのを地図のデータベースから拾い出すことができれば、調査範囲外のものから町家である可能性があるものをピックアップすることも可能になるのではないかと考えております。
大場委員	課税台帳等で年代を押さえる作業はできるのですか。
事務局	可能性があるとしたら、おっしゃっていただいた課税台帳の年代を使うということがありますが、まずはそういった情報を実際に活用できるかどうかの調整が必要となります。また、課税台帳で使っている建物の位置関係を押さえているものと住宅地図をまずきっちり合わせることも必要です。仮に課税台帳の年代情報を活用できた場合でも、その精度を一定確保しないと間違ったところに課税情報が反映され、例えば昭和 25 年以前となっているものが、間違っ隣にずれてしまうと、その後の精査ができなくなってしまう。一定整理すべき内容はこの先もありますが、理論上はそういった拾い上げが可能にはなるかなと思っています。
大場委員	それはぜひとも課題として認識しておきたいと思います。 加えて、今後、京町家条例改正に向けて、町家の定義は昭和 25 年以前に建てられたもの、加えて伝統工法のものということで定義付けされていますが、登録文化財制度は築 50 年ということになっており、築 50 年というと昭和 50 年に建てられたものが丁度築 50 年となります。つまり戦後の建造物もどんどん登録文化財になっています。町家の定義では昭和 25 年以前と決めていて、それより後のものは伝統工法ではないだろうという判断なのですが、私のように現場をたくさん見ている人間としましては、建築基準法ができた後も伝統工法がかなり残り続けていると思っています。地域によってかなりまちまちではありますが、京都市域ではどうなのかということは十分に分かっていません。けれども、隣の津市では昭和 30 年代のもので非常に美しい伝統的な町家がたくさんあります。そういったものが現在の町家の定義からは外れている状況です。在来工法のもので、伝統的な意匠を引き継いだ都市住宅も実はあります。伝建地区でも、築 50 年を過ぎると伝建物として扱っていたり、年代の捉え方については、戦後のもの

もきちんと評価していこうという動きになっています。ですから、この昭和 25 年以前という、京都市の町家の定義も果たして妥当なのかどうかということは今後検討いただきたいと思います。未調査の範囲もきちんと押さえるということと併せて、年代的な検討もぜひしていただきたいと思います。

高田会長

後半の方で言われたことは、京町家の定義に関わる話ですね。

大場委員

そうです。

高田会長

それをもう一度再検討してはどうかという、そういう御提案だと思います。これも並行してやらないといけないとは思いますが。

それから、前半の話は、技術的には色んな難しいことがあるかもしれないけれども、税制上の書類を精査することによって、年代を特定するということがある程度までは確認できるということだったと思います。大変な作業になりますから、そういう方法で、戦前の建物を確定するということを、やるかやらないか、そういう話でございます。一方で、外観状況、要するに写真資料を使って、京町家を特定できると良いという話も前から出ていますが、実際には中々難しいようです。先ほどの定義も、こういう時にはこういう定義でやってみると、これぐらいの感じになるという、そういう複数の定義で京町家を数えるということもあり得るということで、その辺りを引き続いて検討していただければと思います。

中嶋委員

前回の審議会から、大変、多くのデータを取っていただいて、アンケートもきちんと取っていただいたので、かなり状況が把握できたかなと思います。

そのうえで、一つは、どういうふうに京町家が残ри、継承されているのか、逆にされていないかというのを把握するのに、今回の報告では、ずっと軒数で示されていたのですが、本当に軒数だけでいいのかというのはすごく思うところです。例えば、ボリューム的なもので言えば、敷地面積でデータを取っていくということもありますし、建築面積や延床面積など、何かもう少しボリュームも含めた把握はできないでしょうか。要するに、大型の町家が壊されても、小さい長屋の一つが壊されても同じ一軒と数えるとするならば、それはインパクトも違いますし、失われていく意味も違ってくるかなと思いますので、その辺のデータをどう構築していくというか、把握するために必要な数値が何なのかというものを今一度考えていく必要があるかなと思います。

その中で気になったのは、大型の町家がどうなっているのか、どうなってきたのかということが 1 点です。もう一つは、京都の非常にいい文化であり、魅力的な空間として、長屋などが立ち並ぶ路地を含む一団の土地がどういうふうに変化ってきているのかということです。今 2 つ挙げましたが、それ以外にももっと注意して見ていかないといけない、京都らしいものとして解像度を上げていかなければ

	ればならないものは何なのか、それをもう一度取得いただいたデータをベースに再検証することで、今回の分析結果とはまた違う見え方がしてくる可能性もあるのかなというふうに思っておりますので、その辺も期待したいと思っております。 あともう1点は、様々な京町家の把握の仕方が模索されているところだと思いますが、モニタリングのある仕組みみたいなもの、これまでは何年かに一回マンパワーを使って実施されてきたのですが、そうではなく、もっと継続的に常にモニタリングできるような仕組み、京都らしい最先端なデジタルツールが使えないかなと思います。GISに建築年代や規模を埋め込んだり、将来的にはプラトーのようなものとも連携することで、都市のボリュームとして捉え、景観政策とも連携することができるのではないかと思います。初期経費や色々な技術的な問題も大きいかなと思うのですが、できたら、この際、長く使っていけるような、京都らしいシステムも構築していくと良いのではないかなと思っています。私はそこがあまり専門ではないので、かなり難しいと思うのですが、やっていくべき課題の一つと思っています。
高田会長	どうもありがとうございます。最初の方に言われた、例えば大型町家の滅失状況とか路地の町家の滅失状況とかというのが、今のデータのより詳細な分析としてできるのかどうかということも含めてお答えいただければと思います。
事務局	規模に関する情報としては、登記簿の情報があり、敷地面積や床面積の情報が含まれますが、町家の所在地・住所地と登記上の地番を突合させる必要があります。所在地・住所地と登記上の地番が合わないケースも多くあり、すぐに全てを把握することは難しいかもしれませんが、傾向として大型町家を抽出することは、可能かと思います。 また、路地については、道路指定図との重ね合わせなどで一定進めることはできると思います。
高田会長	今回の分析の中で、そのようなより深い分析をするということはある程度はできるということですね。それから、あとで言われた今後のモニタリングの話については、これまでも色々なアイデアが出ていますが、中々個別に考えると難しいと思うのですが、先ほど言ったように、もう少し何とかならないかということで、あまり手間暇をかけずに戸数がカウントできるような技術的な方法を今回ぜひ検討いただければと思います。
檜谷委員	その後の政策検証という中で考えると、色々な関係者、ステークホルダーの方からのヒアリング調査の結果もございましたが、今回実施されたGIS調査のところで、京町家が解体されたその後どう活用されたのか、少し敷地の形状も変わ

	って、敷地分割されているとかそういう案件もあると思いますし、建て替わっても、ほぼ京町家らしいデザインの新しい住宅ができているかもしれないし、色々なバリエーションがあるのではないかと思いますから、だから、その辺りをしっかり検証していくと、今町家を保有されている方のニーズなどを考えるうえでも参考になるのではないかと思います。
小島委員	町家の継承率や残存率など、残っているものを単に数だけで考えるというのはちょっとどうかと思っています。というのは、以前から何回も申し上げているように、町家の中身が大きく変わってしまっていて、店舗になっているものがすごく多いです。店舗になると、中ががらんどろになって、構造的にも全く変わってしまっているようなものもそこら中で見かけるようになりました。これから 50 年先には 1 万何千軒になるという将来推計が出ていますが、私はこういう中身が変わった町家が 50 年持つとは思わないです。この先、そういう体質の変わった町家というものにどう手当てしていくのか、どうケアしていくのかということこれから考えていかないといけないと思います。町家としてカウントしているけれども、その中にはそういったものも多く含まれるという中で、これからどう引き継いでいくのかということは、すごく大きな課題になっていると思いますので、早く手当てしないといけないと思っています。
高田会長	数の数え方の問題というより、むしろ、町家の継承施策をどういうふうに考えていくかということの議論だと思います。施策として、要するに町家の改修の仕方に関する様々な施策を講じるという観点でもっと議論が必要だという御指摘だと思います。
中谷委員	先ほど中嶋先生から、軒数だけではなく、どれぐらいの大きさのものが全体の割合で変わっているのかという検証は必要だという話がありましたが、それに加えて、資料 4-1 の下から 2 つ目のマンションデベロッパーに売る流れが増加しているという記載が気になっています。実際どれぐらい種地から買収を広げている、マンションデベロッパーによってマンションに変わってしまったのかというその軒数であったり、どのあたりの地域・エリアでそういうことが起きているか、おそらくその傾向を見ることによって、対策の打ち方も見えてくる部分があると思いますので、そうしたデータが既にあるのか、これから調べていくということなのか、その辺りお聞かせいただければありがたいです。
事務局	今時点で、お話いただいたような京町家が滅失してマンションになった軒数や、特にそういったことが起きているエリアというのをデータ上で把握できていないですが、住宅地図を用いておりますので、建物名称や住戸別の表示、建物階数などの情報と重ね合わせることによって、今後建て替わりの状況を深掘りでき

	る可能性はあるのかなとは思っています。
高田会長	そういうことも考えられますし、もう一つは、地区を限って、マンションとかホテルも含めて商業施設に変わっているといった用途の分析というのが必要なのではないかと、そういう御指摘のようにも思いますので、それも検討をお願いします。
苗村委員	先ほど資料４－２の中で、遺贈を考えておられる方が８件あるとお聞きしまして、これも残す手立てとして、頼っていらっしゃる状況が分かるのですが、この辺がとんとんと進まない原因があると思うのですが、一つ目は遺贈に関するハードルの高さみたいなものがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。 それから、二つ目は意見なのですが、地区指定の京町家については、解体の勧告や公表がされない、それから過料もないということですが、この辺りはぜひ、地区指定の方も勧告の対象、過料の対象としてはどうかと思っております。
事務局	遺贈についてですが、京都市が受けて、活用しているケースはあります。全体としてどのように町家を継承していくか、在り方を整理したうえで、京都市等公的機関が遺贈を受けることについても、今回検討していけたらと思いますので、御意見をいただきたいと思います。 ただ、現状だけで申しますと、活用する方法がある場合には引き受けるというようなケースも出てくるのですが、行政的に使う目途がないとなりますと、維持管理費の負担等もあって中々お受けしている状況ではないというのが実情です。 地区指定に関する御意見につきましては、ぜひ、今回の施策検証、見直しの中で御議論いただけたらと思いますし、こちらも検討していきたいと思います。
高田会長	遺贈の話は、京町家をどういう資源として考えるか、市民の資源と考えるか、そういうことに直結しますので、ぜひ今回議論を進めていただきたいと思います。
水原委員	どの資料についてということではないですが、私は職業が土地家屋調査士で、表示に関する登記と測量の専門家なのですが、この観点で少し疑問に思ったのですが、京町家というからにはかなり古い建物ですし、登記が全部しっかりされているような建物でないような気がするのですが、この把握されている戸数とか個別指定されている千三百何件とかに、未登記の建物とかはないのでしょうか。
事務局	未登記の建物は多々あると思います。個別指定させていただく際に、登記を調べるのですが、結構な割合で建物登記がないものもあり、所有者や建築年代を確

水原委員	認できない場合は、残念ながら指定に至らないケースもあります。また、未登記である場合は個別指定の対象外となっています。今回の調査で調べているものについては、どの程度登記がないかというのは分かりませんが、おそらく未登記のものも多くあるのではないかとというのが現場の所感です。 個別指定している京町家を残していく方向なのであれば、市が登記の補助を一部したり、全部補助したりというようなことをされてはいかがかなということと、登記されていたとしても、分筆とかしていて実際の所在とは違っていたりとか、土蔵など登記簿上あるものが実際にはもうなかったりとかということが、施策を進めるうえで影響するのであれば、登記をきちんと整理することが京町家を残していくことにも繋がるのではないかなということを登記の専門家として思いました。
木村委員	建物が滅失して新たに建て替えるというときに、京町家で建ててほしいという希望があるのですが、建築基準法が非常に大きく立ちはだかって、中々前を向いていけない。それで、伝統工法で建て直そうとすると、普通の在来工法の1.3倍とか少なくとも金額が上がってくる。せっかく建て替えようと言うのであれば、国交省まで動かせという話ではありませんが、京都だけの特例として、京町家を建て替える場合はこういう方法でもできますよというような、何か行政としてありませんか。
事務局	新築京町家として、伝統的な工法での町家を現代に建てることは、安全性が確認できれば、可能ということにはなっていますが、手続的に非常にハードルが高いということがこれまでありました。この4月から建築確認申請の仕組みも変わって、構造計算などもしっかり建築確認の図書に入れていかなければならないというところがありますが、京都市では、町家に関しては、一列三室型など標準的なものについて、包括的に安全性を確認して、申請図書を省略しようとする取組もしておりますので、そういうことを通じて、新築の伝統京町家を建てやすくする環境整備に努めているところです。また今後、景観の議論も併せてしていく中で、どういった町並み景観をつくっていくべきか、町並みを修景するようなファサードの町家をどのように誘導していくかというような視点もあるかと思いますので、そういった点も含めまして、今後議論を継続していく形になるかなと思います。平成の京町家の取組が過去にありましたが、普及するまでには至らなかったということがあり、その辺のところの課題や教訓なども今回しっかりといかして、今後の取組を進めていくことができたらと思っております。
高田会長	平成の京町家の時は、構造計算は補助金でやりますという大盤振る舞いだったのですが、それが財政難でなくなってしまったという状況になっているというこ

木村委員	とですから、木村委員の御意見としては、むしろ、地区指定されるエリアでは、伝統工法でないといけないことにするとか、在来工法でやる場合は許可がいるとか、そういうことかと思います。 たしかに京町家は伝統工法というのが基本的なスタンスなので、伝統工法で建てる場合、今現在、実際構造計算できる人が一体何人いるのか、ものすごく減っていることは減っています。また、我々業界から言うと、建てられる大工、工務店がどれぐらい残っているのか、この辺も非常に大きな問題だと思います。昔は昭和の戦前なんかだと当たり前誰でも建てられたものでも、今はおそらく土壁を図面で描ける設計屋さんはほとんどいないと思います。もう少し我々も勉強しないとイケないけど、行政ももう少しその辺に立ち入って、業界を引っ張ってやってください。お願いいたします。
高田会長	伝統工法の位置付けをもう少し見直し、適用しやすいように変えていくということがあります、いずれにしても、施策としては強力な施策が必要だという御意見ですね。
山田委員	昭和生まれの我々の世代は、京町家を残そうという気持ちはあるのですが、子供や孫、次の代、その次の代は、京町家に何の関心もなく、まず売ってしまうか、潰すかしてしまうと思います。私は下京区の有隣学区というところにいるのですが、広くて材料も建て方も立派なお家が3つ4つ有隣学区から消えている。専門家が御覧になって、これは本当に立派な京町家だというのは、行政とかが買い上げるのか、管理するのかなどして残していかないと、立派なお家は面積もあるので業者が高く買う、そうするともう少し大きくしたいのでその隣はもっと高く買うというように、欲に駆られてどんどん売っていかれるケースが、私の学区では現実としてあります。そして、建ったマンションは、普通のサラリーマンが買えるような金額ではありません。富裕層や外国人が購入すると、町内会には入ってくれませんし、町費も入ってきませんし、町内行事も一切しません。何か考えていかないと自然消滅というか、段々となくなっていってしまうような気がします。先ほどから、相続税の話とか色々なことが出てくるのですが、全部関係してくると思います。
高田会長	先ほどの小島委員の話とも通じるところがありますが、町家が町家として継承されたとしても、住宅として継承されても住まい方が全然違う富裕層あるいは外国人の方が買うことになって、生活文化が継承されないという御指摘でもあるかと思います。
山田委員	私達のところは全部、民泊になっています。持ち主はほぼ中国の方です。

高田会長	用途も変わっているわけですね。先程の用途の変更がどうなっているかということは、何らかの分析をする必要があるということだろうと思います。
小島委員	近隣に背の高いものとかボリュームの全く違うものが建つと、風通しが悪くなって湿気で町家が傷んでしまったという話を色々なところで聞きます。アンケートの中でも周辺環境の変化という項目があり、ここでは単に住みづらいという項目になっていますが、いくら残そうと思っても、隣に全然違う異質のものが建って、環境が圧倒的に悪くなり、家が傷んでくるということが起こってきています。また、周囲からの影響で傷んでしまったものをかなりの費用をかけて直さないといけない状況にあります。それが建つときではなく 5 年 10 年してから発生するというのをいつも私達は聞いているのですが、木造の隣に木造以外建ててはいけないということにできないのでしょうか。近くに、鉾町の会所があって、その真隣にその建物を取り囲むように L 字型に 10 階建てのマンションを建てようという計画があり、このままでは会所がダメになるというのが目に見えているのにどうにもできないというジレンマを抱えています。結局、町家の隣にものを建てないでくださいという決まりを作ってもらわないとなかなか解決できないと思います。町家がもたなくなっている大きな原因だと思っています。
北川委員	本日の資料 4－1 ですが、町家が残っている状況は GIS などの情報でかなりの精度で分かるということでしたが、先ほどから議論で出ていますように、残ったとしても何に使われているのかというのは、中々それだけでは分からないというところです。それを補う意味でも、ヒアリングの調査などを私どもに委託いただいているところですが、これも先ほどからお話が出ていますとおり、明らかに街の真ん中あたりの町家は残ったとしてもいわゆる非居住の用途になっているものが非常に多い。これは、我々も相談の業務をやらしてもらっている中でも感じております。その原因の一つは、これはどちらが先かというところはあるかと思いますが、地価の高騰が非常に大きく影響しているのではないかなと思います。住居用として使おうとしても価格が高くて手が出ない。あるいは、やはり高い値段をつけてくれるマンションデベロッパーなどに売ってしまうというのがお話の中にもあったかと思います。その意味では、地価というのは何とかできないかなというのを最近ひしひしと感じているところですが、何かその辺にお考えがありますでしょうか。
事務局	非常に難しい話だと思います。今現在、例えば京町家条例の指定京町家であったとしても、許可ではなく、1 年前に届出をして、その後は解体できるという、一定財産権の自由を保障しつつ、保全・継承していこうという仕組みになっています。文化財の指定や景観重要建造物の指定、あるいは、今回御議論いただきました

い新たな規制と支援策の組み合わせなどにより、しっかりと町家を町家として維持継承するということは、結果的に、一定の自由度がなくなることにもなります。その結果、容積いっぱいまで建てることを前提とした土地の市場評価から一定軽減できるようなことなどもあるかと思います。それをどういった施策でやっていくかということについては、また御議論をぜひいただきたいと思いますし、我々も手法についてはまた御提示させていただきながら、検討を進めていけたらと思っています。

誤解があるようですが、地価の問題は市場原理で動いています。そこに色々なファクターがかかってくるわけですが、今は町家が地価を上げている要因でもあります。もっと複雑だということを考えていただきたいのですが、そもそも町家が壊れた原因はバブル経済だったんです。それが崩壊して、マンションが建つという状況から始まっています。90年代に我々が町家に取り組んだときは、都心の空洞化が叫ばれていました。商店街が衰退しました。その後、伝統産業、染工場がなくなって、それがマンションになるということも起こっていました。90年代なので観光客も低迷していた時代でした。地価は低いと散々言われてきましたが、既に都心の空洞化はしていません。新しい商業が都心の中で増えています。伝統産業もかなり、観光は伸び過ぎぐらゐの状態に変わってきたわけです。それを町家施策だけを取り上げてどうこうできるようなものではないわけです。一方で、都心居住が今はできなくなったと言われて、規制緩和と言われています。高度地区を見直せという声が出てくるぐらいです。袋路の再生をしようにも色々な要素がある中で、この後の議論になると思いますが、京町家施策検討専門部会だけで解決するのは難しいと思います。小手先で保存系にいくのか、もっと開発系、あるいは規制にいくのか、補助金でいくのか、ということも含めて議論する必要があると思います。補助金なんかなくても、町家に投資する人が来すぎているわけです。住民で守らせようとした時には補助金は必要だったのですが、今、町家を買いにくる中国資本に補助金を出すことを市民は許さないのではないのでしょうか。色々そういう要素があるなかで我々が考えないといけないのは、他の政策との連携です。例えば、まち再生・創造推進室は袋路も南部の開発も所管業務として持っていますが、都市計画局に至ったら、当然、今の高度地区とか用途地域、開発規制、建築行政も含め、幅広い対応が検討できると思います。観光政策の方から言えば、民泊が増えると言いますが、街中の商業地域の中では、住宅宿泊事業法による民泊ではなくて、単に簡易宿所をたてているだけですが、京都に関しては民泊を徹底的に排除して、住居系の地域の中では今から立地できないぐらい厳しくしていますし、駆け付け要件を非常に厳しくしています。一時期はホテルが足りないという議論もしたわけですが、ホテルの新設に関しても、バリアフリーの観点から規制を強化しています。関連することを全て拾ってきて、総合的に結び付けていくなかで、町家の施策に関してどういうことが有効かということ

検討する必要があると思います。もちろん地価も影響するのですが、一方では地価が上がってくれたおかげで、固定資産税がすごく増えたわけです。固定資産税はコロナ前と比べて35%増え、個人住民税もすごく増えたわけです。京都市は税收に関して言えば決して悪くないです。私も持続可能な行財政の審議会委員を務めたので、その後の税收も丁寧に見ていますが、まだまだお金が必要なところがあるものの、納税義務者の増加など、実に効果が大きく、状況ががらっと変わっています。その中で何をやるべきかということを、町家だけを取り上げて、建築基準法を少し変えろとか、そういう条例つくるとか、補助金を少し増やしたりしても効果は少ないと思います。ちなみに、もっと大きいことを言うと、空き家がどんどん増えていく中で、国庫帰属制度をどう使おうとか、相続放棄の土地に関しての新しい制度もできてきたりしています。また、古都保存行政の話として、周辺の特別歴史的風土保存地区では国庫介入を行うという制度がありますが、それを例えば、市街化区域や美観地区の中で歴史的建造物で使えないかとか、実際社寺だと既に財務省が引き受けてくれる制度があるとか、色々な取組がまだまだ考えられます。町家だけを取り上げてというのは、90年代に我々が最初に町家の調査を始めた時の一つの手立てとしては、成り立っていたかもしれませんが、今これだけ大きくなって、冒頭言ったように、町家が観光資源としてあるから、京都はこれだけ観光客が増えているとも言えます。都心の回帰を進めなかったら、金閣寺とか銀閣寺とか三山の麓に観光客が集中して、都心には来てなかったと思います。マンションだらけになっていましたが、ホテルも建たなかったと思います。町家の街並みがこれだけ綺麗になったということが、今の観光の成功になっているのは明らかでして、それを今やり過ぎたという人もいるかもしれませんが、一時期は、バブルが崩壊し、都市が空洞化して、商店街や伝統産業はぼろぼろになっていたわけです。都市政策なので、何が効果的で何がどうというような複雑なパズルのようなものであって当然なのですが、都市計画だけで解決するわけでもないし、まして建築行政だけで解決するわけではないです。この複雑なパズルを解くようなことをしないといけないという話です。大事なことは、これだけ町家が経済効果を生むところまで来ていても、まだこの街では、例えばヨーロッパの都市のように歴史的都心部を指定して、そこを守っていこうということはしていないということです。町家はいまだに文化財になっていないです。大場先生がおっしゃいましたが、登録文化財だって50年の歴史、せめて登録文化財に片っ端からみたいな話もあります。3万4000軒はさすがにちょっと登録文化財には多いかもしれませんが、でも、ここまで効果を生むんだったら、3万4000軒全部登録文化財にするぐらいの勢いというのをもっと議論してもいいわけです。そうすればまた地価も別の動き方をすると思うのですが、何か町家だけ取り上げて議論しても仕方ありません。町家を守るために観光を止めるという議論や、町家を守るためには、都心居住を諦めて、若い人にはどんどん外に出てもらうという考え方もあるかもしれません。そういうようなバーターで考えていかない

と、とてもまともな政策はこれ以上打てないという限界まで来ています。町家が今の観光にこれだけ効果を生んでいるということ、町家を買いに来る人が多いから、地価が上がっているということも忘れないようにぜひお願いしたいと思います。民泊規制を行い、町家ホテルが増えないようにしていても、これだけ来てしまうところをどうするのかということもあります。いずれにしろ、今後の検討部会で、そこは中途半端にならないよう、総合的に検討してもらえばいいと思います。

竹内副市長

宗田先生がおっしゃっているようなことをぜひ今回、これまで当たり前を前提として置いてきたものとか、それが本当に正しいのかとか、あるいは都合が良いものや聞こえの良い話もあれば、そうではない話もある。そうしたことを全部風呂敷を広げて、そこから今後の政策を多面的に検討していくために今回審議をお願いした次第です。

高田会長

他にいかがでしょうか。話が途中で地価の話になりましたが、その前に山田委員、小島委員が言われた話は、要するに、京町家を単体として捉えるところの問題だろうと思います。町家というのは元々単体ではないので、家の横には家を建てる、庭の横には庭を設ける、ケラバを重ねるとか、そういうルールの町がずたずたに切り刻まれていったという話なので、もう一度そういうルールを現在の建築規制として復活させるということも含めて、要するに面的な施策というものをもっと進めなければいけないと考えます。それは今の用途の話も、そういう面的なことに関連すると思います。宗田委員が言われたような話も、結局そういう都市の面的な施策に多分落ちていく話だろうと思います。

檜谷委員

総合的に考えていけないといけないというのは、まさに御指摘のとおりだと思います。例えば、ヨーロッパの都市にも非常に観光客が多い。パリもそうですが、そうしたなかで、都市政策として意識的に居住機能や働く機能を保護し、維持していこうとしています。そういうものが共存していないと、まちの魅力がなくなっていくって、長期的に衰退してしまう、だから、建物も大事だけれども、それだけでは長続きしないという視点がそこにはあります。私はこれが非常に重要ではないかなと思っています。それともう1点、例えばパリが今、郊外、近郊部では高層化を許容するなど、メリハリをつけて、守るべきところは守り、開発するところは開発するという方針にしています。もちろんこれは賛否両論ありますが、やはりパリも、不動産価格の非常に高い都市ですから、誰もがそこに住めるわけでもなく、そういう方向はやむを得ないのかなと見ています。おそらく、京都市も都市計画でそういうメリハリのついた地域指定も検討されるということなので、守るべきところはしっかり守って、生活文化としても残っていくような施策を考える必要があるのではないかと思います。

大場委員

副市長からゼロベースでそもそも論から議論したいとお話があったので、あえて発言します。先般、事務局の人との会話の中でもあったのですが、委員さんの中でも、要するに京町家がなくなったら一体どうなるのか、京町家をなぜなくしてはいけないのか、なぜ京都にとって京町家って大事なのか、そういう議論をしたことがあまりないような気がします。前回の会議で、京町家の代表選手を世界遺産に登録しましょう、そうすると京町家全体の滅失の歯止めにすごく寄与するだろうと発言しました。冗談半分で言っているわけではなくて、本心で言っているのですが、要するに京町家をなぜなくしてはいけないのかを考えることというのは、京町家の世界遺産的価値を説明することと基本的には同じだろうと私は思っています。京都のアイデンティティが脅かされているということ、あるいは京都の観光資源としての京町家の価値ということではなくて、日本人にとって京町家とは何かということです。日本の普遍的な居住文化の価値をきちんと説明していく、世界遺産というのはそういうものです。世界遺産の評価基準では、10項目ある中の5項目目に、ある一つの文化を特徴づけるような伝統的居住形態、もしくは土地利用形態を代表する顕著な見本であると書いてあります。これはまさに京都の町家に当てはまることであり、私の学説なんですけど、要するに京町家は日本の町家の源流であり、顕著な町家の見本です。他の都市のまちづくりは都だった京都を手本にしており、地方の町家の形式というのは、京都に倣っているところがすごく多いです。日本人の居住文化の普遍的な価値を象徴するのが、実は京町家だということです。これは要するに京都における京町家が大事だということではなくて、日本の中の、あるいは日本人の中で京町家がいかに大事かということの説明していく、まさに世界遺産の価値づけの作業と全く重なっているわけです。そういう京都の町家を歴史的にも、あるいは俯瞰的にも評価し直すような作業も併せてやっていくと、京町家というものが単なる観光資産、観光資源にとどまらない、京都のアイデンティティに関わることでないという普遍的な価値というものに気づいていくのかなという思いを持っています。

宗田委員

大賛成ですが、まずは文化財に位置付けることからではないでしょうか。

大場委員

4万何千軒に登録文化財にするのは別によいと思いますが、全部世界遺産にしようというのではなく、重文や指定文化財など京町家のごく一部、代表選手を世界遺産に登録してはどうかというアイデアです。京町家が世界遺産になることで、京町家に対する認識がごろっと変わっていくと思います。全体を世界遺産登録というところまでは考えてはいないですが、代表選手には頑張っていただきたいと思っています。ブランディングとして、世界遺産は究極のブランドではないでしょうか。ストックをいかして、ストックに磨きをかける作業は、私はもう世界遺産ぐらいしかないかなと思っているということです。

高田会長	発言がなかった委員もおられますので、北島委員いかがですか。
北島委員	そもそも論の話もあるかもしれないですが、条例をこれから厳しくしていこうということであれば、京都市民の方が本当にこの町家をどう思っている、どうしたいのかというところの分析が必要になってくるかと思っています。先ほど山田委員がおっしゃったとおり、子供が全然町家のことを気にしていないといった現状があるのであれば、総合施策の一つで教育とか、中高生や小学生に、町家について学んでもらうようなことについても、条例に入れるべき要素として出てくるのかなと思った次第です。
高田会長	ウォーリン委員、お願いします。
ウォーリン委員	今回のこの調査結果を見ていると、すごく分かりやすく、さらになくなっていくという傾向にあると、改めて思われました。これだけなくなっていますが、それぞれの町家には色々なストーリーがあると思うのですが、例えば、町内の方にとって、その町家がどういう意義を持っていたかとか、数字だけで見ていると、そのストーリーが全く伝わらないことが少し残念に思いました。これから新しい研究とか調査の方法があるとしたら、もう少しそういう質的な研究ができればなと思っていて、ぜひともそういうストーリーをいかせたらなと思っております。
高田会長	ありがとうございます。それでは田中委員お願いいたします。
田中委員	やはり街並みというのはとても大切な環境にはなると思いますので、エリアをせっかく指定していただいておりますので、その中で維持管理を盛り上がるよう、実務的にも早期に、現実的な施策を進められるような環境になっていただければなと団体としても思っております。
高田会長	最後に福留委員、お願いします。
福留委員	一つだけ質問させていただきます。マッチング制度に関してですが、資料5の2ページで、利用件数を見ると、令和2年度に最大値をとって、どんどん減少していって、令和6年は3件となっているのですが、その減少した理由というものが、何か思い当たるものがあればお聞かせいただきたいです。
事務局	具体的に特に思い当たる所はありませんが、京町家条例制定以降、マッチング制度を創設し、解体届が提出された際などに制度を活用していただいておりますが、これまでから、景観・まちづくりセンターにおいて京町家に関して所有者

高田会長	の方に寄り添った様々な取組をしていることもあり、それぞれの強みを発揮した形でより良い連携の在り方について、模索しながら進めているところです。 数が減ったというよりも、施策のやり方やまちセンとの役割分担などが変化し、こういう状況になったのだと想定されます。 まだ言い足りなかった方もあると思いますが、言い足らなかったところはぜひ何らかの形で事務局の方にメモなり論文を書いていただいても結構ですが、何か出していただければと思います。
事務局	5 報告 今後のスケジュールについて、改めて簡単ではありますが、説明をさせていただきます。 先ほど御承認いただいた部会については、2月中旬頃に第1回を、その後、3月から4月頃に2回目の部会を開催できたらと思っております。6月、7月頃を目途に、3回目の部会をするとともに、7年度1回目の審議会を開催し、答申案として取りまとめていただきたいと考えております。その後秋頃に、2回目の審議会の場で、答申をいただく予定で考えております。 また、答申の前には、答申案を取りまとめた段階で、夏頃を目途に、答申案に係るパブリックコメントについても実施を予定しています。 それ以降の、施策の具体化については、条例改正が必要となる場合は、10月から12月頃に条例改正に係るパブリックコメントを実施し、その結果を取りまとめた後、令和8年2月市会に条例改正議案を提出するスケジュールを想定しております。 来年度も審議会は複数回の開催ということになってくるかと思しますので、委員の皆様におかれましては、お忙しい中と存じますが、何卒よろしくお願いできたらと思います。
高田会長	どうもありがとうございました。先ほど申しましたように、御意見みたいなことがあれば、ぜひ事務局の方に出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。また、部会のメンバーの方についてもよろしくお願いいたします。 議事としては終了させていただきます。では事務局の方に進行をお返しいたします。
事務局	6 閉会 高田会長、議事の進行ありがとうございました。 最後に事務局から1点連絡させていただきます。現在の京町家保全・継承審議会委員の皆様の任期につきましては、今年度末までとなっております。来年度以

降の委員への委嘱につきましては、改めて御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、長時間になりましたが、以上をもちまして、令和6年度第2回京都市京町保全・継承審議会を終了いたします。皆様、活発な御議論ありがとうございました。

(以上)